

令和4年12月19日

財政援助団体等監査結果報告

〔株式会社グランビスタホテル＆リゾート〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

株式会社グランビスタホテル＆リゾート（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（神戸市立須磨海浜水族園）に係る出納その他の事務で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年8月26日～令和4年12月19日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立須磨海浜水族園（以下「水族園」という。）

水族園は、水族に関する知識を広め、水族への親しみを深めることにより、市民の教養とレクリエーションに資することを目的として設置されている。

所在地 須磨区若宮町1丁目3番5号

施設概要 敷地面積 約23,700 m²

延床面積 約14,500 m² (本館約8,372 m²)

内 容 本館、さかなライブ劇場、世界のさかな館、アザラシ・ペンギン館、
和楽園展示館、アマゾン館、ラッコ館、イルカライブ館

※令和3年3月1日から本館のみ営業

開館時間 9時～17時

※施設の利便性の向上、利用促進のため変更することがある。

入 園 料 大人 700 円 (定期料金 1,800 円)

(18 歳以上)

中人 400 円 (定期料金 1,200 円)

(15 歳以上 18 歳未満 (小人に該当するものを除く))

小人 300 円 (定期料金 700 円)

(小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者)

※令和3年3月1日から営業区画の変更にともない改定

施設開設年月日 昭和62年7月16日

(2) 指定管理者及び選定理由

ア 指定管理者 株式会社グランビスタホテル&リゾート

イ 選定理由

神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」において、「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」は非公募選定をすることが可能とされている。

本指定管理期間は、再整備事業（5 頁参照）の進捗に伴うスケジュールや管理区域の変動と密接に関係しており、これらの柔軟な調整や、万が一の事故発生時における責任の所在を明確にすることが必要であると考えられた。そのため、水族園の管理運営も再整備事業者が行うのが最も合理的と判断し、再整備事業者公募の際に、新水族館の運営を行うものを本指定管理期間（令和2年度～供用終了まで）の指定管理者候補者とする条件で行われた。

再整備事業の優先交渉権者が決定し、再整備共同事業体の構成団体である株式会社グランビスタホテル&リゾートを指定管理者に指定するにあたり、指定管理者選定評価委員会において、事業計画書等について評価を行った。その結果、安定した水族館の管理運営が期待できることから、上記団体が選定された。

(3) 指定期間

令和2年4月1日～令和5年5月31日（3年2か月）

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の運営、施設及び設備の維持管理、水族の収集・飼育及び展示、水族展示の企画及び運営、調査研究、科学知識の普及等に関する業務であり、主な業務量の推移は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 推 移

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 用 者 数	1, 104, 612人	1, 044, 247人	506, 729人	329, 965人
うち有料利用者数	686, 077人	657, 899人	335, 302人	225, 990人
新型コロナウイルス感染症対策による休園期間	—	令和2年3月3日 ～3月31日	令和2年4月1日 ～5月27日	令和3年4月25日 ～5月11日
社会教育活動事業				
園内社会教育活動実施回数	664回 (19, 932人)	580回 (14, 547人)	33回 (304人)	397回 (10, 815人)
園外社会教育活動実施回数	239回 (91, 721人)	82回 (23, 203人)	14回 (114人)	64回 (5, 109人)

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等の推移は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 等 の 推 移

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指 定 管 理 料 ※1	—	—	—	308, 393
修 繕 費 超 過 負 担 金 ※2	41, 926	40, 000	40, 000	—
そ の 他 ※3	—	3, 867	86, 516	4, 847
利 用 料 金 収 入 ※4	768, 709	734, 514	368, 189	139, 780

※1 施設の管理運営等の業務に係る経費は、令和2年度までは利用料金収入及びその他の収入をもって充てるものとし、令和3年度から指定管理料が発生する協定となっている。

※2 施設の管理運営等の業務に係る経費のうち、修繕充当額として年100万円（消費税込）を充て、修繕費総額が修繕充当額を超えた場合、超過額について神戸市が修繕費超過負担金として負担する協定となっている。ただし、これを負担するのは令和2年度までかつ予算の範囲内となっているため、令和2年度は44, 161千円、令和3年度は13, 279千円の修繕費総額が発生したが、修繕費超過負担金との差額は指定管理者が負担した。

※3 令和元年度は消費税負担金、令和2年度は令和元年度と令和2年度の臨時休園期間補填、令和3年度は当該年度の臨時休園期間補填である。

※4 令和2年度は、利用者数減に伴い大きく減少した。令和3年度はこれに加え、営業区画の縮小に伴う入園料の値下げを行ったことから（大人1, 300円から700円、中人800円から400円、小人500円から300円）、さらに減少した。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度の評価は「本館のみの営業

という状況の中、オンラインでの社会教育活動などの新しい取り組みも行っており、頑張って運営している。オンラインの取り組みは地域に限定されない発信ができるので、今後も拡充して継続することを期待する。」となっている。

5 監査の結果

水族園の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指 摘 事 項

ア 物品の管理を適正に行うべきもの

協定書第 11 条において、指定管理者が利用料金収入で購入した物品の所有権は神戸市に属するものであること、指定管理者はこれら物品を神戸市物品会計規則及び関係例規に基づき管理すること、神戸市が定める物品管理簿を備えて整理し、購入及び廃棄等の異動について神戸市に報告すること等が規定されている。また協定書第 13 条において、指定管理者は各年度終了後、物品管理簿、物品異動報告書等を作成し、神戸市に提出しなければならないと規定されている。

神戸市物品会計規則第 8 条において「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」とされ、同規則第 10 条において「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。」とされており、指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。

指定管理者は、独自様式の備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、神戸市へ購入及び廃棄等の異動の報告を行っていなかった。また、神戸市に帰属する備品について、備品番号票等が明示されておらず帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。

神戸市所管局は、指定管理者に利用料金収入で購入した備品が明確にわかる帳簿を提出させるとともに、物品会計規則に基づく物品管理簿に記載するべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握するべきである。そして、水族園閉園の際には、この物品管理簿をもとに物品の保管転換や譲渡等の処分方法に応じた適正な対応を行うべきである。

【参考】須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業について

現在の水族園は、昭和 62 年の開設以降、市民の教養とレクリエーションの場として大きな役割を果たしてきたが、設備をはじめとした老朽化が進んでいる。今後これまで以上の集客を図るためには、抜本的な再整備による魅力向上が必要であることから、神戸市では水族園が立地する須磨海浜公園エリア全体の魅力を向上させることを目的として、平成 29 年度に創設された P a r k－P F I 制度を活用した水族園及び海浜公園のポテンシャルを活かした再整備を進めている。

平成 31 年 2 月に「須磨海浜水族園・海浜公園の再整備に係る基本的な考え方」がまとめられた。その中で、全体の基本方針として「水族館や一般園地、宿泊施設、にぎわい施設、駐車場のそれぞれの特長を活かした施設整備とこれら全体のマネジメントが、このエリアの持つ魅力を最大限に引き出すことで新たな文化的価値を生み出し、家族連れをはじめとする市民や観光客に豊かな時間を提供する場所となること。中でも、水族館が市民・観光客問わず多くの人々を惹きつけ、海浜公園が一年を通じてにぎわう場所となること。」が示された。

平成 31 年 3 月から事業者の公募を開始し、令和元年 9 月、再整備事業の優先交渉権者が「神戸須磨 P a r k s＋R e s o r t s 共同事業体」（代表構成団体：株式会社サンケイビル、構成団体：三菱倉庫株式会社、J R 西日本不動産開発株式会社、株式会社竹中工務店、芙蓉総合リース株式会社、阪神電気鉄道株式会社、株式会社グランビスタホテル&リゾート）に決定した。

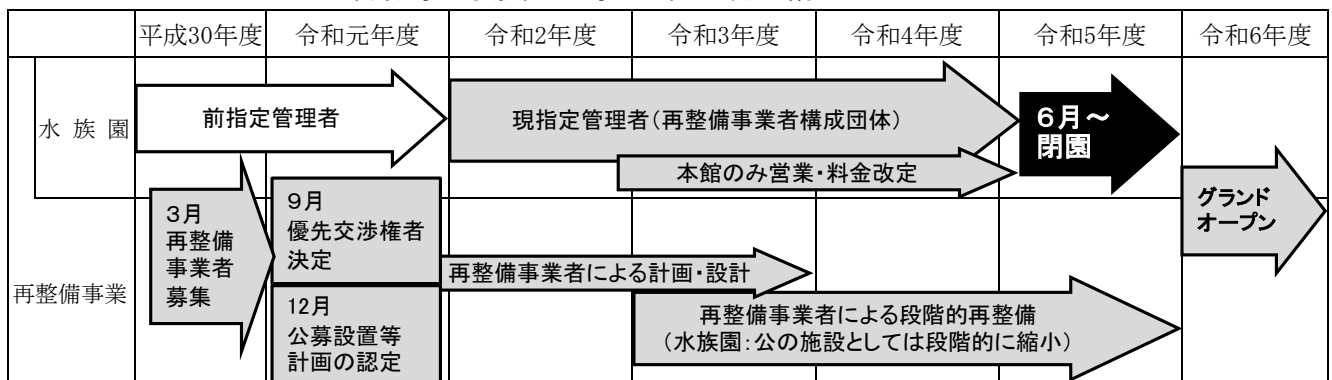
令和元年 12 月に優先交渉権者の公募設置等計画が認定され、事業全体の実施体制、エリアコンセプト・ブランドイメージ、施設配置・ゾーニングの考え方、事業区域全体の平面図、施工計画・事業スケジュール等が示された。令和 2 年から 3 年にかけて基本設計、詳細設計が行われ、令和 3 年 4 月から、区域内の解体工事を開始している。

水族園は、公の施設としては令和 5 年 5 月 31 日をもって廃止し、民設民営による再整備を進めることとしている。

令和 6 年春に、水族園を含む須磨海浜公園エリアのグランドオープンを予定している。

以上の再整備スケジュールは、下の図のとおりである。

須磨海浜水族園・海浜公園 再整備スケジュール



須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業 認定公募設置等計画（概要）及び須磨海浜水族園再整備スケジュール（イメージ）より

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「－」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。